

# 勤労者・仕事支援センターは 若者の自立をサポートします

若年者等就労支援事業は、就労や進学など自立に向けたさまざまな支援プログラムやイベントを無料でを行っています。

【問合せ】勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内) ☎(3200)3311・☎(3208)3100へ。

5月28日 募集開始

## 若年者就労支援「はじめの一步応援事業」

就労経験がない等の理由で自信が持てず、働くことへの不安を抱えている若者のはじめの一步をサポートします。一人一人の状況や目標に合わせて支援する最長8か月間のプログラムです。

【対象】区内在住の義務教育修了後～おおむね39歳の現在就労していない方(週20時間以下)

下の就労は可)、8名。面談があります。

【申込み】5月28日(月)～7月20日(金)に電話で同センターへ。同センター若年者就労支援室ホームページ(HP: <http://andante-shinjuku.net/>)からも申し込みます。



## 高等学校卒業程度認定試験受験 サポート等プログラム

就労や進学等で自立に向けて「高卒認定試験に合格したい」「勉強に取り組むことで自信をつけたい」など悩んでいる方に、少人数制の学習支援をします。

利用には登録が必要です。事前に電話でお問い合わせください。

【対象】区内在住の義務教育修了後～おおむね39歳の方

【申込み】電話または直接、同センターへ。

5月29日(火)～6月10日(日)

## 「ここ・からステップアップ」活動紹介展示会

中央図書館(大久保3-1-1)で、義務教育修了後～25歳の若者が就労や進学など自立に向けて活動するフリースペース「ここ・からステップアップ」の活動内容をパネル等で紹介します。当日直接、同館へおいでください(6月4日(月)を除く)。

## 8月13日 住居表示を実施します

# 「三栄町」から 「四谷三栄町」に変わります

8月13日(月)から三栄町の住居表示は地番(番地)を使わず、「新町名(四谷三栄町)」「街区符号(番)」「住居番号(号)」で表示します。

区で管理する住民票等は、住居表示の実施に合わせて、自動的に新表示に変更しますが、免許証や不動産登記簿等に記載の所有者の住所欄は、ご自身で変更手続きをしてください。

また、住居表示の実施に伴い各戸の玄関先に「町名表示板」「住居番号表示板」を、各街区の角に「街区表示板」を取り付けます。建物等の所有者の方はご協力をお願いします。

【問合せ】地域コミュニティ課住居表示係(本庁舎1階) ☎(5273)3521へ。

●三栄町にお住まいの方へ

三栄町にお住まいの方や事業所宛てに、次のものをお届けします。

▶新しい住所をお知らせする「通知書」、▶住居表示新旧対照案内図、▶住居表示実施に伴う手続きのしおり、▶お知り合いの方に住所変更をお知らせするための無料通信はがき(1世帯につき50枚)

●住所変更手続きの説明会

通知書に同封の「住居表示実施に伴う手続きのしおり」をお持ちの上、当日直接、会場へおいでください。

【日時】▶7月6日(金)午後7時から、▶7日(土)午後2時から、▶8日(日)午前10時から(いずれも1時間程度。各回とも同じ内容)

【会場】四谷保健センター(三栄町25)

## 利用者の安全確保のため

# 建築物等は 定期的な 調査・検査を

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4323・☎(3209)9227へ。

建築物等は、劣化による外壁・看板等の落下や、地震等による大きな被害の発生を未然に防ぐため、計画的な修繕・改修で適切に維持管理することが必要です。

不特定多数の方が利用する特定建築物、防火扉などの防火設備、非常用照明装置などの建築設備、昇降機等の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが建築基準法で義務付けられています(敷地内に延床面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へご報告ください)。

【30年度の報告の対象】右表のとおり

※共同住宅の住戸内は、特定建築物・防火設備・建築設備の定期調査・検査結果の報告対象から除きます。

※新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後は報告不要です。

【報告方法】専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査・検査員に依頼し、下記の報告先に報告してください。

【報告先】区が業務を委託している次の受託者

- 特定建築物・防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル) ▶特定建築物…☎(5466)2001 ▶防火設備…☎(5466)4031

- 建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル2階) ☎(3591)2421

- 昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒151-0053渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル2階) ☎(6304)2225

|   | 用途  | 報告の対象となる規模   | 報告時期   |
|---|---|--|--|
| 特定建築物   | ①劇場・映画館・演芸場   | 次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの、▶用途が1階にない建築物の床面積が100㎡を超えるもの       | 【毎年報告】<br>11月1日<br>～翌年1月31日<br>30年度の報告対象   |
|   | ②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場   | 次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの(平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く) |  |
|   | ③旅館・ホテル   | 3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、   |  |
|   | ④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗   | ③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの<br>④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの   |  |
|   | ⑤地下街  | 用途の床面積が1,500㎡を超えるもの  |  |
|   | ⑥児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設を除く)  | 次のいずれかのもの  | 【3年ごとの報告】<br>31年5月1日<br>～10月31日  |
|   | ⑦病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設に限る)  | ▶⑥は3階以上、⑦⑧は地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの<br>▶用途の床面積が300㎡以上のもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)      |  |
|   | ⑧旅館・ホテル(③を除く)   | 次のいずれかのもの、▶3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶⑨は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの、⑩は用途の床面積が2,000㎡以上のもの              |  |
|   | ⑨学校・学校に付属する体育館  | 5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの  |  |
|   | ⑩博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場ほか   | 次のいずれかのもの  | 【3年ごとの報告】<br>32年(2020年)5月1日<br>～10月31日   |
|   | ⑪下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物   | ▶地下または3階以上(⑭は3階以上)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの<br>▶用途の床面積が500㎡以上のもの                                  |  |
|   | ⑫百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)   | 用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)             |  |
|   | ⑬展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店   | 5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの  | 【3年ごとの報告】<br>30年5月1日<br>～10月31日<br>30年度の報告対象   |
|   | ⑭複合用途建築物(⑪⑬を除く)   | 次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶2階にある用途の床面積が300㎡以上のもの                              |  |
|   | ⑮事務所・その他これに類するもの  | 用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)              | 【毎年報告】<br>前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごと)に報告<br>※防火設備は30年度までの経過措置あり<br>30年度の報告対象<br>※防火設備⑯は、Aの⑥～⑭とBの特定建築物に設置するものを除く |
| ⑯下宿・共同住宅・寄宿舎(⑰を除く)  | A 上記①～⑰の特定建築物に設置するもの<br>B 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・高齢者・障害者等向けの就寝施設(老人ホーム・グループホーム・助産施設等)で床面積が200㎡以上のものに設置するもの   |  |  |
| ⑰高齢者・障害者等向けの共同住宅・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム)等 | 上記①～⑰の特定建築物に設置するもの<br>※換気設備は自然換気設備を除き、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられたもの  |  |  |
| 防火設備  | ⑯ 随時、閉鎖または作動できるもの(防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等)<br>※防火ダンパーを除く   |  |  |
| 建築設備  | ⑲ 換気設備<br>排煙設備(排煙機・送風機があるもの)<br>非常用の照明装置<br>給排水設備(給水タンク等を設置するもの)  |  |  |
| 昇降機等  | ⑳ エレベーター(工場など労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)<br>エスカレーター<br>小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)<br>遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)<br>※一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く |  |  |